

令和4年度 地域活性化総合特別区域評価書

作成主体の名称：京都市、京都府

1 地域活性化総合特別区域の名称

京都市地域活性化総合特区 豊かな文化と自然のもと、世界中から人々が集う、「ほんもの」に出会う京都～5000万人感動都市へ～

2 総合特区計画の状況

① 総合特区計画の概要

我が国を代表する国際的な観光地として、世界中から多くの人々を呼び込み、観光・文化交流分野における新たな課題解決モデルの構築に資することにより、京都市域の活性化を図るとともに、ひいては我が国全体の活性化に寄与し、観光立国の実現を先導するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、国際観光拠点の形成、文化自由都市の創造に係る取組を行っていく。

② 総合特区計画の目指す目標

・ 文化的・精神的な充実感の提供と地域経済の活性化で、日本を元気に

不透明感、閉塞感の漂う今日、日本はもとより世界の人々は、ゆとりや潤い、文化的・精神的な充実感を求めており、伝統、文化、自然、和の精神など、“ほんもの”の魅力に触れ、日本文化の源を確認することのできる京都が果たすべき役割はますます大きくなっている。

本総合特区における取組を進めることで、世界中から多くの人々を呼び込み、京都市域の活性化を図る。また、地域の活性化に伴う経済効果を周辺地域にも波及させ、ひいては我が国全体の活性化にも寄与することを目標とする。

・ 京都の都市特性を発揮した「旅の本質」を堪能する新しい観光の姿を提案

名所を足早に見て回るのではなく、じっくり滞在し、奥深い京都の魅力を五感で体感できる、これまでにない新しい観光の姿を提案し、質の高い観光を提供する先駆的な取組を推進する。

こうした取組を通じ、観光・文化交流分野における新たな課題解決モデルの構築に資することにより、日本文化の原点であり、我が国を代表する国際的な観光地として、国全体の観光立国の実現を先導することを目標とする。

③ 総合特区の指定時期及び総合特区計画の認定時期

平成23年12月22日指定

平成25年3月29日認定（令和4年4月7日最終認定）

④ 前年度の評価結果

観光等分野 4. 3点

- ・ 「京都観光振興計画2025」で「市民、観光客、観光事業者・従事者」の3者の

満足度を高める観光を目指しているという観点から、ぜひ「市民意識調査」を踏まえた市民目線での施策評価を期待したい。さらに、インバウンド客の急増で建築物の観光客向けの転用が進んだと思われるが、コロナ禍でインバウンド客が急減し、京町家を始めとする建築物をめぐる状況が激しく変化していることが想定され、そのような状況の把握と対処についても検討が必要である。

- ・ 特定伝統料理海外普及事業においては、研修受け入れ人数拡大の方向性を示し、また帰国した料理人をフォローして具体的な成果を求めるなど着実な推進が見られる。伝統的な日本料理や食文化は一朝一夕に築けるものでは無く、本件は官民連携による好事例として評価されるべき。
- ・ オーバーツーリズムと言われ続けた京都の新たな挑戦は、国内のモデルとなることを期待する。
- ・ 指標1は「持続的な観光」の実現のため観光の質的向上を図る上で重要な指標であるが、コロナ禍、日本人観光客のみの結果でも目標が未達成ということは懸念材料である。要因として「混雑」「想定よりも訪問者が多かった」などが挙げられているが、海外からの来訪が戻ってくれば状況はより悪化することが想定される。住民や事業者の満足度を高めていくためにも、例えば歩行者優先の道路空間の実現や、交通機関、観光施設の利用制限等、より積極的な観光客マネジメントを試みていくことも必要である。

⑤ 前年度の評価結果を踏まえた取組状況等

「京都観光振興計画2025」（令和3年3月策定）に基づき、「市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献し、感染症や災害などの様々な危機や環境問題に対応していく持続可能な観光」を目指し、各種の取組を推進している。

令和4年4月には同計画に係る指標及び目標値を設定した。同指標等は、これまでの計画の指標（観光客数や観光消費額等）の内容を一新し、市民の観光に対する意識や観光事業従事者の仕事の満足度など、市民目線での施策評価も含め幅広く項目を設定している。また、同計画に係る指標等の目標値の把握のほか、京町屋の状況については、宿泊施設のうち京町家の施設数の推移を把握するなど、多角的な現状把握にも取り組んでいる。

特定伝統料理海外普及事業においては、日本料理店での就労を終え帰国した外国人へのヒアリングをメール等で行っており、帰国後の活動についてアンケートを行い、修了後の外国人料理人の現状を把握することにも努めている。

また、「持続可能な観光」の実現に向けては、時期・時間・場所の分散化、ビッグデータやライブカメラ等を活用した混雑情報の見える化、「京都観光モラル」※の実践の促進、観光がもたらす効果を市民に分かりやすく伝える取組など、市民生活と観光のより一層の調和に向けた取組を推進している。

とりわけインバウンドを含む京都観光の本格的な回復に向けては、多言語による情報発信の強化のほか、市バスの輸送力の再配分・増強、地下鉄の輸送力を活かした移動経路の分散などに努めている。

※「京都観光モラル」…観光関連事業者・従事者、観光客及び市民といった京都観光

に関わる全ての方と共に、地域の文化や習慣を尊重し行動するなど、京都が大切にしているものを受け継いでいくための行動基準。

⑥ 本年度の評価に際して考慮すべき事項

評価指標（１）及び（２）の数値は、京都市で実施している「京都観光総合調査」を基に算出しているが、令和４年は令和２、３年と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来どおりの調査が実施できなかった。評価指標（１）については、日本人観光客のみの調査における数値を実績値として用いており、過年の数値と単純比較できない。また、評価指標（２）については、調査が行えず数値が算出できないことから定性的評価を行っている。

3 目標に向けた取組の進捗に関する評価（別紙１）

① 評価指標

評価指標（１）：再来訪意向及び紹介意向

数値目標（１）：47.5%（平成25年）→80%（令和7年）

[当該年目標値68.0%、当該年実績値61.1%、進捗度89.9%]

評価指標（２）：年間観光消費総額

数値目標（２）：1兆1,268億円（平成29年）→1兆3,000億円（令和7年）

《定性的評価》

令和４年度は、国の実証事業として、観光関連事業者に対し、「京都観光モラル」を率先して実施・普及していただく「京都観光モラル推進宣言事業者」への登録を促し、取組の輪の拡大を図った。

また、令和４年度新たに「持続可能な京都観光を促進する優良事業者表彰」を創設。「京都観光モラル」を実践し、地域への貢献や環境に配慮した事業活動に率先して取り組まれた25の事業者を表彰するなど、目標の達成に向けて着実な取組を進めた。

【サブ指標（２）】

総合特区支援利子補給金制度の活用により整備された宿泊施設の客室数：0室

評価指標（３）：特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の延べ受入れ人数

数値目標（３）：9人（平成29年度）→30人（令和7年度）

[当該年目標値24人、当該年実績値26人、進捗度108%]

② 寄与度の考え方

該当なし

③ 総合特区として実現しようとする目標（数値目標を含む。）の達成に、特区で実施する各事業が連携することにより与える効果及び道筋

「京都観光振興計画2025」に掲げる取組を、市内の各事業者や社寺、観光施設等と連携して着実に推進するとともに、規制の特例措置を活用して「ほんもの」の食文化

の魅力発信・普及を図る特定伝統料理海外普及事業等の総合特区制度を活用した一歩踏み込んだ取組を一体的に進めることにより、目標達成の実現可能性を高める。

具体的には、「京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用」、「美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、自然景観の保全・再生」、「新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造」、「若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進」の複層的な取組を着実に推進することで、上記の各数値目標の達成と定性的目標の実現に取り組んでいる。

④ 目標達成に向けた実施スケジュール

平成30年10月から、法定外目的税として観光の振興を図るための費用に活用するため、宿泊税の課税を開始しており、宿泊税も活用しながら（令和4年度予算：15億円）、市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備、京都観光における更なる質・満足度の向上、京都ならではの文化振興・美しい景観の保全など、持続可能な観光に向けた取組を推進している。

令和5年度は、京都観光の着実な回復に向けた取組のほか、市民生活と観光のより一層の調和の推進、観光課題対策の強化を図っていく。

推進に当たっては、総合特区や「京都観光振興計画2025」の指標及び数値の進捗状況を把握し、PDCAサイクルを活用しながら新たな改善策の立案、実施を徹底していく。

また、有識者や市民公募委員、観光関連業界の関係者等で構成する「京都観光振興計画2025」マネジメント会議により進捗管理を行うとともに、取組の効果や課題の把握、分析、評価を行い、「持続可能な観光」の実現に向けたより効果的な施策の展開を図り、総合特区としての目標の実現を目指していく。

なお、評価指標（1）及び（2）については、従来から観光振興計画の目標値等に併せて設定しているが、「京都観光振興計画2025」策定段階において、新型コロナウイルス感染症の影響や回復見込みが極めて不透明であり、今後の計画推進の段階において、回復状況を見据えながら、改めて数値目標の設定等を行うこととしており、暫定的に前地域活性化総合特別区域計画の目標値を使用しているところである。

令和4年4月に「京都観光振興計画2025」の指標等を新たに設定。同指標等は、これまでの計画の指標等（観光客数や観光消費額等）の内容を一新し、持続可能な観光の実現に向けて「市民生活と観光の調和」、「観光の質の向上」や「観光による地域や社会の課題解決」等につながる観点から幅広く項目を設定しており、京都市地域活性化総合特別区域計画の指標等について、「京都観光振興計画2025」の指標等設定の考え方と軌を一にさせ、令和5年5月に変更した。次年度以降は新しい指標等で評価を行う。

4 規制の特例措置を活用した事業等の実績及び自己評価（別紙2）

① 特定地域活性化事業

特定伝統料理海外普及事業（出入国管理及び難民認定法）

ア 事業の概要

出入国管理及び難民認定法上、外国人が日本国内の日本料理店で働きながら日本の

伝統料理の知識及び技能を修得するための活動は認められていないが、総合特別区域計画の認定を受けることによって、京都市内に限り、上記の活動を行う外国人の在留資格が認められ、外国人調理人が京都市内の日本料理店で働きながら京料理の知識及び技能を習得し、帰国後に京料理を世界に発信することを通じて京料理の海外への普及を図っている。

なお、外国人調理人の受入期間は5年以内、受入人数は1事業所当たり6人以内としている。(当初、受入期間は2年以内、受入人数は1事業所当たり2人以内としていたが、事業の更なる拡大等を目指して内容を充実させている。)

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

平成31年1月に受入対象枠の拡大が実現(※)したことにより、農林水産省が実施する「日本食・食文化普及人材育成支援事業」(海外の外国人調理人がわが国の日本料理店等で8か月程度研修する事業)を修了した外国人が、引き続き当該事業に参加することで、より高度な日本料理を学ぶことができるルートが確立された。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、就労希望者はいるものの、入国できないケースが多かった中、令和4年度には6名が就労するなど、当該年目標数値を達成することができた。さらに令和4年4月からは、1事業所当たりの受入れ可能人数を3人から6人に増やし、外国人調理人や受入れ事業所の需要に対応することが可能となった。

※ 新たに、農林水産省が定める「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」に基づく「シルバー以上の調理技能認定」取得者を対象に追加。

帰国した調理人は、派遣元店舗や母国の日本食レストラン、すし店への勤務等を通じて日本料理の普及に努めている。特に、概ね2年間以上就労した調理人に対し、「和の『こころ』と『わざ』を世界に伝える京料理人」として委嘱(令和4年度末で5名)することで、海外における京料理の普及に向けて一層の促進を図っている。

例えば、平成29年9月から平成30年8月まで「菊乃井」で就労していたニー・ジュンファ(イギリス)は、帰国後、飲食店において日本食材と調理技術を取り入れる方法をアドバイスする食品コンサルタントサービスを提供し、自身も地元で採れた食材の使用を促進しながら、日本料理を提供するプライベートイベントを開催するなど、日本の食文化や持続可能な食の取組を広めることに取り組んでいる。

さらに、平成29年6月から平成30年5月まで「魚三樓」に就労していたスティーブン・ポーゼン・ウー・ツェング(スペイン)は、帰国後はスペインにある日本料理を中心としたレストランで働きながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けるレストラン事業を支えるため、弁当デリバリーのプログラムを開発している。加えて、自身のインスタグラムでも、日本の寿司を中心に、日本料理に関する内容を積極的に発信している。令和4年度には、スペインで開催された板前の大会において優勝するなど、日本料理の技術も高めながら、その魅力の発信にも努めている。その他、就労中の外国人調理人が農林水産省の「海外における日本料理の調理技能認定制度」のゴールド認定を取得し、更に日本料理の技能の研鑽を深めているほか、メディアに取り上げられる事例もあり、例えば、在阪準キー局が手掛けるテレビ番組「京都知新」公式ウェブサイトの特集“外国人調理人奮闘記”ではこれまで2人の調理人が紹介されるなど、外国人の視点や感性を通じて、改めて日本料理の魅力や奥深さを日本

人に向けて発信するといった、新たな動きも生まれている。

また、平成29年度に創設した「和の『こころ』と『わざ』」を世界に伝える京料理人」として、令和4年度は新たに、ジョウジ・アンソニー・ポール氏（アメリカ）、崔允禎氏（韓国）を任命し、外国人料理人の役割の明確化や意識喚起を行うとともに、広く内外における情報発信に努めている。

近年、海外における日本食への関心が一層高まる中であって、伝統的な日本料理や食文化の普及・発信を目指す本事業は、日本のファンを増やし、京都ならではの「ほんもの」の体験を提供する京都の観光産業に長期的な観点から寄与するものであり、規制の特例措置を活用して官民が連携して取り組む好事例として、引き続き事業の推進・進化に努めてまいりたい。

② 一般地域活性化事業

旅館業法の構造設備基準の緩和

ア 事業の概要

旅館業法の旅館に求められる玄関帳場の設置や最低客室数等の構造設備基準を緩和し、京町家旅館など京町家の保全・継承を図るとともに、創造的な活用を促進する。

イ 評価対象年度における規制の活用状況と目標達成への寄与

平成24年度春協議において、国と協議を行った結果、現行法令の簡易宿所として営業が可能と回答が示され、京町家を活用した施設について、一棟貸しや適切な運営を条件として玄関帳場の設置を免除するなど、安全安心及び地域と調和した魅力ある宿泊施設の拡充に取り組んでいる。

③ 規制の特例措置の提案

特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の一事業所当たりの受入人数の拡大（令和2年春協議）

ア 提案の概要

事業開始から一定期間が経過し、受入機関にノウハウが蓄積されるなど受入環境が整うとともに、京都市が特定非営利活動法人日本料理アカデミーとの緊密な連携による管理体制が確立している中、事業所の規模・体制によっては3人以上の受入れが可能となっている。このような中、事業目的に必要な人材を更に増やすため、特定調理活動を行う者の受入人数を一事業所当たり「3人以内」から「6人以内」とする提案を行った。

イ 国と地方の協議の結果

本提案について、法令等の措置を行うことが国と地方で合意に至り、本事業の適正実施に必要な要件を調整した上で、法務省において令和4年3月31日に告示改正が行われ、令和4年4月7日に総合特区計画の変更が認定され、受入人数の拡大が可能となった。

5 国の財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価

① 財政支援：該当なし

<既存の補助制度等による対応が可能となった事業>

美しい町並みと歴史風土の保存・活用、自然景観の保全・再生（社会資本整備総合交付金）（平成26年度要望結果：現行制度で対応可能）

平成26年度春協議において、無電柱化事業への財政支援（事業費の縮減に資する多様な工法の導入に向けた検討など、先駆的な取組に当たっての助言及び集中的な支援等）について国と協議を行った結果、「無電柱化については、現行の交付金事業で実施することが可能である。」との回答と併せて、「取組は重要であると考えており、地方整備局等に相談して頂ければこれら取組についての助言を行って参りたい。」との意向が示された。

以来、近畿地方整備局と相談しつつ、低コストでの無電柱化に向けた小型ボックス活用埋設（電線共同溝方式）の先行導入、国土交通省の「平成30年度道路に関する新たな取組の現地実証実験（社会実験）」制度を活用した直接埋設方式による無電柱化（常設作業帯コンパクト化等）の実証実験等を進めるとともに、長期的な視点に立った無電柱化の推進のため、平成30年12月に「今後の無電柱化の進め方」を策定し、また、平成31年3月には今後概ね10年間で整備を目指す具体的な道路を示す実施計画を定めるなど、全国のモデルケースとなる無電柱化の取組を効率的かつ計画的に進めている。

② 税制支援：該当なし

地域活性化総合特区を対象とする税制支援（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）が平成29年度末で廃止されたことから、該当なし。

③ 金融支援（利子補給金）：評価対象年度における新規契約件数 4件

世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点の形成

ア 事業の概要

民間事業者が、観光旅客の来訪及び滞在を促進する宿泊施設や商業施設等の産業観光施設の整備を行うための資金調達を指定金融機関からの融資により行う場合に、国が、予算の範囲内で利子の一部（最大0.7%、5年間）を支給する。

イ 評価対象年度における金融支援の活用状況と目標達成への寄与

これまでからの旺盛な宿泊施設新設への需要が一巡したことや新型コロナウイルス感染症の影響により、活用件数は4件に留まったものの、伝統工芸等に関する店舗の新設や改修に当たっての融資に活用されたことにより、「世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点の形成」に寄与した。

ウ 将来の自立に向けた考え方

当事業は、企業の設備投資に対して最大5年間に渡り利子の一部を補給するものであり、将来に渡って支援が継続されるものではないため、事業者は利子補給期間終了後の継続した経営を想定して事業を活用している。

6 地域独自の取組の状況及び自己評価（別紙3）

（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

「市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献し、感

感染症や災害などの様々な危機や環境問題に対応していく持続可能な観光」を目指す「京都観光振興計画2025」に掲げる取組を推進した。

具体的な取組としては京都を「訪れてよかった」と感じていただけるための環境づくり（京町家や文化財の保全・活用や景観整備等）、都市の魅力を高めるための観光振興事業を総合的に進めることで、各分野で大きな成果を上げることができた。

7 総合評価

令和4年度は、令和2年度及び3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響や回復見込みが不透明な状況ではあったものの、令和4年10月の水際対策の緩和等を踏まえ、市民・観光客双方の安心・安全の確保を前提に、国内外の観光客の誘致に取り組み、京都観光の回復を図るとともに、市民生活と調和した持続可能な観光に向けた取組を着実に推進することができた。

特定伝統料理海外普及事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための入国制限も緩和され、合計6名の外国人料理人の受入れができ、令和4年度の数値目標を達成することができた。今後、更なる規制緩和（1事業所当たり受入人数の拡大）が国との協議により実現したことを受け、本事業の更なる利用促進に向け、取組を加速させていく。

引き続き、特区制度も活用しながら、市民生活と調和した持続可能な観光都市の実現に向けた取組を継続していく。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成25年)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
数値目標(1) 47.5%(H25年) →80%(R7年)	目標値		76%	59.9%	63.9%	68%	72%
	実績値	47.5%	55.9%	59.3%	57.0%	61.1%	
寄与度(※):100(%)	進捗度(%)		80%	99%	89.2%	89.9%	
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合							
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		<p>本特区は、京都市の観光振興計画に基づく施策と、総合特区制度を活用した更に一步踏み込んだ取組を市内の各事業者や社寺、観光施設等と連携して一体的に進めることにより、地域経済の活性化を図るとともに、我が国を代表する国際的な観光地として国全体の観光立国の実現を先導することを目標としている。</p> <p>世界中の人に京都に行きたいという「あこがれ」をもっていただく目標として、「再来訪意向」「紹介意向」の評価の向上を目指し、非常に高い目標ではあるものの、令和7年までに日本人、外国人とも「大変そう思う」の回答割合80%以上を数値目標とする。</p> <p>数値目標を達成するためには、「京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用」、「美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、自然景観の保全・再生」、「新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造」、「若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進」の各事業を一体的に取り組むことが必要であり、規制の特例措置等の実現に向けた国との協議を進め、今後、当該措置を活用した取組を進める中で、各事業の連携を図っていく。</p>					
評価指標(1) 再来訪意向及び紹介意向	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標	<p>各年の目標値は、平成25年の実績値47.5%を基に、目標年次(令和7年)の数値目標80%の達成に向けて、毎年度着実に取組を進めることを見込んで設定している。</p> <p>同数値は京都観光における観光客数や観光客の満足度、外国人観光客の動向等を把握することを目的に実施している「京都観光総合調査」により把握しているが、令和4年については、新型コロナウイルス感染症の影響により日本人観光客のみを対象とした調査となり、外国人観光客を含んだ満足度等の把握ができなかった。そのため、令和4年は、日本人観光客のみを対象とした数値を実績値として用い、評価を行うこととする。</p> <p>なお、令和4年は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い依然として外国人観光客が回復していなかったことから、日本人観光客のみを対象とした数値であっても本数値目標の実績値として適切である。</p>					
	進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)	<p>令和4年の「再来訪意向」及び「紹介意向」の「大変そう思う」のアンケートの回答割合は、それぞれ68.6%(4ポイント増)、53.6%(4.3ポイント増)といずれも増加傾向を示した(いずれも日本人観光客のみを対象とした結果。令和3年の数値は、秋期の日本人観光客のみを対象とした結果。)</p> <p>いずれも高い評価を受けているものの、令和7年に向けて非常に高い目標を設定していることもあり、令和4年は目標を達成できるだけのポイントの伸びには至らなかった。</p> <p>引き続き、市民生活と観光の調和の下、京都の魅力の維持・向上等による観光客の満足度の向上や、市民、観光事業者・従事者等の京都観光に関わる全ての皆様の満足度の向上を図り、それにより京都観光の魅力をも更に高め、将来にわたって京都が持続的に発展していく好循環の構築を推進する。</p>					
外部要因等特記事項		<p>新型コロナウイルス感染症の影響により観光需要が激減したことに加え、実績値を把握するための「京都観光総合調査」も従来どおり実施できなかった。</p>					

※寄与度：一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

定性的評価		当初(平成29年)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
数値目標(2) 1兆1268億円(H29年) →1兆3000億円(R7年)	目標値		1兆2,423億円	1兆2,473億円	1兆2,578億円	1兆2,684億円	1兆2,789億円
	実績値	1兆1,268億円	1兆2,367億円				
寄与度(※):100(%)	進捗度(%)		99.5%				
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的評価を用いる場合		令和4年は新型コロナウイルス感染症の影響により従来どおりの調査が行えず、実績値が把握できないことから定性的評価を行う。					
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		本特区は、京都市の観光振興計画に基づく施策と、総合特区制度を活用した更に一步踏み込んだ取組を市内の各事業者や社寺、観光施設等と連携して一体的に進めることにより、地域経済の活性化を図るとともに、我が国を代表する国際的な観光地として、令和12年までに「市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献していく持続可能な観光」を実現することを定性的な評価における目標としている。 目標を達成するためには、観光の力を活かしながら「京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用」、「美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、自然景観の保全・再生」、「新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造」、「若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進」の各事業を一体的に取り組むことが必要であり、規制の特例措置等の実現に向けた国との協議を進め、今後、当該措置を活用した取組を進める中で、各事業の連携を図っていく。					
評価指標(2) 年間観光消費総額	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標	令和3年度から令和7年度までは、同期間を取組期間とする「京都観光振興計画2025」に掲げた取組について着実に進めることで「持続可能な観光」の実現を目指す。 令和4年4月には、同計画に係る指標及び目標値を設定。同指標は、これまでの計画の指標(観光客数や観光消費額)の内容を一新し、市民の観光に対する意識や観光事業者の仕事の満足度など、市民目線での施策評価も含め幅広く項目を設定している。今後、これらの指標の把握・分析を通じて、各種の取組の効果や課題の把握、分析・評価など、同計画の進捗管理を行い、持続可能な観光に向けたより効果的な施策の展開を図る。 例えば、地域経済の活性化に向けては、質の高い観光を提供し、延べ宿泊客数の増加や観光消費額単価の向上を図ることにより、同消費額が高い宿泊客やビジネス団体客等を伸ばすことが重要であり、同計画における指標を活用しながら、関連施策を推進していく。					
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)		令和4年度は、国の実証事業として、観光関連事業者に対し、京都観光モラルを率先して実施・普及していただく「京都観光モラル推進宣言事業者」への登録を促し、取組の輪の拡大を図った。 また、令和4年度新たに「持続可能な京都観光を促進する優良事業者表彰」を創設。「京都観光モラル」を実践し、地域への貢献や環境に配慮した事業活動に率先して取り組まれた25の事業者を表彰した。 サブ指標の「総合特区支援利子補給金制度の活用により整備された宿泊施設の客室数」については、これまでからの旺盛な宿泊施設新設への需要が一巡したことや新型コロナウイルス感染症の影響により減少したが、伝統工芸等に関する店舗の新設や改修に当たっての融資等にも活用されたことにより、「世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点の形成」に寄与した。 これらの取組を通じ、定性的評価の目標である「市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献していく持続可能な観光」の実現に向けて、着実に進捗している。					
外部要因等特記事項		新型コロナウイルス感染症の影響により観光需要が激減したことに加え、実績値を把握するための「京都観光総合調査」も従来どおり実施できなかった。					

※寄与度：一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成29年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
評価指標(3) 9人(H29年度)→30人 (R7年度)(累計)	数値目標(3)		13人	19人	21人	24人	26人
	目標値		13人	19人	21人	24人	26人
	実績値	9人	17人	19人	20人	26人	
寄与度(※):100(%)	進捗度(%)		131%	100%	95%	108%	
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標 又は定性的な評価を用いる場合							
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		<p>本特区は、京都市の観光振興計画に基づく施策と、総合特区制度を活用した更に一歩踏み込んだ取組を市内の各事業者や社寺、観光施設等と連携して一体的に進めることにより、地域経済の活性化を図るとともに、我が国を代表する国際的な観光地として国全体の観光立国の実現を先導することを目標としている。</p> <p>また、本事業は「精神的充足を求める時代に応える和の文化の発信」という政策課題に対応する施策の一つとして位置付けられる。外国人料理人が「ほんもの」の食文化や京料理を学び、歴史に培われた京都の伝統文化を世界に発信することにより、京都のブランド力を向上させ、海外からの観光客の誘致にも貢献するものである。</p> <p>総合特区の規制の特例措置の活用状況を確認する指標として、令和7年度までに特定伝統料理海外普及事業における外国人料理人の延べ受入れ人数30人を数値目標としている。</p> <p>数値目標を達成するためには、外国人料理人から問合せがあっても受入れに至らないケースもあることから、新規受入の調整や受入店舗への監査等についてノウハウを蓄積し、取組実施機関である特定非営利活動法人日本料理アカデミーとともに、新たな外国人料理人の受入れにつながるよう受入店舗を支援していく。</p>					
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標		<p>平成29年度までは、過去の実績と同程度(1人/年)の受入人数(延べ人数)を数値目標として設定していた。平成29年度末時点での実績が累計9人となり、当初の令和2年度(目標年次)の数値目標(8人)を上回ったこと、また、外国人料理人の受入対象の拡大の提案の実現(平成31年1月認定)により、更なる受入れが見込まれることから、年間2人の受入れを目標とし、平成31年1月に令和2年度の数値目標を15人に変更した。また、令和2年度には、地域活性化総合特別区域計画の変更併せて令和7年度の数値目標を30人に設定した。</p>					
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)		<p>平成31年1月に実現した外国人料理人の受入対象の拡大により、上方修正した令和2年度の数値目標(受入人数延べ15名)については、令和元年度に達成し、令和2年度の計画変更併せて上方修正した令和2年度の数値目標(受入人数19名)も達成するなど、着実に実績を上げている。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための入国制限も緩和され、合計6名の外国人料理人の受入れができ、令和4年度の数値目標を達成することができた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行前に訪れた外国人観光客の約7割が「訪日前に期待していたこと」の1位として、「日本食を食べること」と回答しており(訪日外国人消費動向調査、2019年)、海外の日本食レストラン数も2006年比の6.6倍になる(外務省調べ・農林水産省推計、2021年)など、日本食への関心が高まりを見せる中において、京料理に代表される「ほんもの」の日本食・食文化の普及・発信に向けた本事業は、長期的な視点から観光や農林水産業など、産業の更なる発展に寄与するものと考えている。</p> <p>これまで、平成25年度の当該特例制度の活用開始から、事業の進捗や展開に併せて、在留期間の上限の延長(平成29年3月)、一事業所当たりの受入人数及び受入対象の拡大(平成31年1月)を提案・実現しており、更なる事業の拡大に向け、関係省庁と調整のうえ、令和4年度には1事業所当たりの受入人数を3人から6人への拡大が実現した。</p> <p>以上のとおり、事業については、極めて順調に推進しているところであるが、特定伝統料理海外普及事業の目的である、世界各国に京料理の魅力を生かし、積極的に発信していくためには、修了後の外国人料理人による普及活動の推進が重要である。</p> <p>これまでも、帰国後の外国人料理人の活動の様子が、広報誌やテレビ、雑誌で取り上げられるなど、広く本事業及び京料理の魅力が発信されてきており、現在も修了した外国人料理人が日本料理を中心としたレストランに就労したり、板前の大会で優勝するなどの活動を聴取している。その他にも、各外国人料理人のSNS等でも日本料理の魅力を発信したりするなど、精力的な活動が確認されている。引き続き、日本料理アカデミーと連携しながら、平成29年度に創設した「和の『こころ』と『わざ』」を世界に伝える京料理人「委嘱制度」を活用し、外国人料理人の役割の明確化や意識喚起を行うとともに、広く内外における情報発信に努めていく。</p>					
外部要因等特記事項							

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■規制の特例措置等を活用した事業の実績及び評価

特定(国際戦略/地域活性化)事業の名称(事業の詳細は本文4①を参照)	関連する数値目標	規制所管府省による評価
特定伝統料理海外普及事業(法務B001)	数値目標(1) 数値目標(2) 数値目標(3)	規制所管府省名: 法務省 <input checked="" type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒ <input type="checkbox"/> 要件の見直しの必要性あり <input type="checkbox"/> その他 <特記事項>

※関連する数値目標の欄には、別紙1の評価指標と数値目標の番号を記載してください。

国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業(本文4②に記載したものを除く。)

現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考(活用状況等)
該当なし	—	—	—

国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業(本文4②に記載したものを除く。)

全国展開された事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考(活用状況等)
該当なし	—	—	—

■地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）
 財政・税制・金融上の支援措置

財政支援措置の状況				
事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
京町家まちづくりファンド	（公財）京都市景観・まちづくりセンターにおいて、京都固有のくらし・空間・まちづくりの文化の継承と発展等を目的に、平成18年度から外観改修支援を行っている。また、令和元年度から、まちづくりの活動拠点となるような京町家の改修及び通り景観の修景への助成を行っている。	評価指標（1）、（2）	助成件数3件（選定件数2件） ※助成件数には令和3年度選定件数済分を含む。	京都市
木造住宅及び京町家の耐震化支援事業	【木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業】 耐震診断士を無料で派遣し、地震に対する安全性を評価するため、耐震診断を実施する。また、耐震診断を利用した京町家について、将来的な耐震改修の参考となる基本計画を、耐震診断士が作成する。（自己負担2万円）	評価指標（1）、（2）	・木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣 241件284戸（うち京町家：111件140戸） ・京町家の基本計画作成 23件23戸	京都市
古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区内の土地の買入れ、施設整備、維持管理	歴史的風土特別保存地区については、現状変更行為が原則禁止されているため、歴史的風土の保存上必要があり、所有者が土地の利用に著しい支障を来す場合にはその土地の買入れを行い、その適切な保存と活用を図るため、施設整備及び維持管理を実施	評価指標（1）、（2）	買入れ面積 1.10ha 森林整備面積 0.5ha 管理道整備延長 200m	京都市
無電柱化推進事業	無電柱化推進計画「今後の無電柱化の進め方」に基づき、効率的かつ計画的に無電柱化整備を推進する。	評価指標（1）、（2）	無電柱化整備総延長（令和4年度末時点）約63.2km	京都市
四季・彩りの森復活プロジェクト	京の街の借景となる周辺三山において、四季を感じさせる京都らしい森林景観を保全・再生するため、必要な森林整備等を推進した。	評価指標（1）、（2）	四季の森施業面積 1.0ha	京都市

京都市広告景観づくり補助金交付制度	京都にふさわしい屋外広告物の普及を促進するため、平成19年度から実施している。令和4年度及び令和5年度は、制度の運用を休止している。	評価指標 (1)、(2)	-	京都市
KYOTO CMEX (KYOTO Cross Media Experience) 事業	映画・ゲーム・マンガなどわが国コンテンツの重要な拠点であり、伝統・文化、観光やファッション、音楽、食など、過去から現在に至るコンテンツに関する我が国随一の地域資源を備えてきた京都を舞台に、オール京都の産学公連携のもと、コ・フェスタや京都学生祭典と連携し、映画・映像・ゲーム、マンガ・アニメ等のコンテンツをクロスメディア展開することにより、京都が持つコンテンツのポテンシャルと魅力を広く国内外に情報発信し、コンテンツ産業の振興とそれらを支える人材の育成・交流を図る事業として「KYOTO CMEX」を開催し、日本が誇るコンテンツの更なる発信力の強化及び人材育成面での国際競争力の強化を目指す。	評価指標 (1)、(2)	自治体予算 (京都府) 22,000千円 自治体予算 (京都市) 10,000千円 その他 (京都商工会議所) 2,000千円	京都府、京都市、京都商工会議所等
観光振興事業の推進	「市民の暮らしの豊かさの向上、地域や社会の課題解決、SDGsの達成に貢献し、感染症や災害などの様々な危機や環境問題に対応していく持続可能な観光」を目指し、令和3年3月に「京都観光振興計画2025」を策定。市民生活と調和した持続可能な京都観光の実現に向けて、観光による経済効果を、宿泊や飲食業のみならず幅広い産業や市内各所に波及させるとともに、観光の力を活かして文化や文化財、地域コミュニティの継承・発展につなげることで、京都観光の魅力を更に高め、将来にわたり京都が発展していく好循環の構築等を目指し、各種の取組を推進する。	評価指標 (1)、(2)	計画に基づく取組数 210事業	京都市
“京都を彩る建物や庭園” 「ランクアップ助成」制度 ※H30年7月に“京都を彩る建物や庭園” 「修理事業等補助金」制度に拡充	“京都を彩る建物や庭園”制度で「選定」及び「認定」した建物や庭園について、維持・継承の確実性を高めるとともに、活用を促進することで、市民や観光客など多くの方が建物等に触れる機会を創出し、建物等の保護に対する理解を深めることを目的として補助金を交付する。平成30年7月、従来の「ランクアップ助成制度」を拡充し、“京都を彩る建物や庭園”修理事業補助金制度を創設した。	評価指標 (1)、(2)	令和4年度 助成件数13件	京都市
未指定文化財への助成	文化財が集中する京都市内において、指定を受けていない文化財についても、京都市文化観光資源保護財団により毎年助成を行っており、市内文化財の保全・継承に一定の成果を挙げている。	評価指標 (1)、(2)	令和4年度 助成件数5件	京都市

税制支援措置の状況				
事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
該当なし	—	—	—	—
金融支援措置の状況				
事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
該当なし	—	—	—	—

規制緩和・強化等

規制緩和				
取組	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づく歴史的建築物に係る建築基準法の適用除外	歴史的建築物に適した安全性を確保する規定等を定めた「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を活用することで、建築基準法の適用を除外し、歴史的建築物の保存活用を促進する。	評価指標 (1)、(2)	令和4年度 除外件数 1件	京都市
規制強化				
取組	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
京都市独自の景観政策による建築物の高さ規制を始めとした市街地景観、眺望景観、屋外広告物等に係る規制強化	市内全域の屋外広告物の違反状態解消に向け、集中的に取組を進めた結果、令和5年3月末時点では市内約45,600か所の屋外広告物のうち、99%を超える約45,200か所の広告物が条例の趣旨に沿った適正な形で表示されている。令和5年度も、残存する景観支障のある案件の解消に向けて是正指導を行っていく。	評価指標 (1)、(2)	屋外広告物の適正表示率 99.0%(R5.3末時点)	京都市
その他				
取組	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
“京都を彩る建物や庭園”制度の推進	京都市内には、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園が、所有者のたゆまぬ努力により、世代を越えて継承されている。しかし、中には、その存在と魅力が十分に伝わっていないものや、維持・継承が危ぶまれているものもある。 そこで、京都の財産として残したい建物や庭園を市民の皆様から募集し、“京都を彩る建物や庭園”としてリスト化することで、市民ぐるみで残そうという気運を高め、様々な活用を進めることなどにより、維持・継承を図る。 平成30年度からは、「選定」及び「認定」した建物や庭園の維持・活用に向けた修理事業に対する補助金交付制度を創設した。	評価指標 (1)、(2)	令和4年度 選定24件、認定17件 累計 選定587件、認定215件	京都市

特区の掲げる目標の達成に寄与したその他の事業

事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
該当なし	—	—	—	—

体制強化、関連する民間の取組等

体制強化	<p>令和4年4月、市の観光部門に、「京都観光行動基準（京都観光モラル）」の普及・啓発や、観光課題対策等を推進するための専任の担当者を新たに配置。</p> <p>令和5年1月には、令和4年10月の水際対策の緩和等を踏まえ、京都観光の力強い回復と、市民生活と調和した持続可能な観光の実現に向けた重点取組を分野横断的に取りまとめ、混雑を始めとする観光課題対策を講じるなど、全庁横断的に持続可能な観光の実現に向けた取組を強力に推進した。</p>
民間の取組等	<p>公益社団法人京都市観光協会（DMO KYOTO）においては、令和5年3月、世界に誇れる持続可能な観光地域づくりを行う「世界的なDMO」の形成を目的とした「先駆的DMO」に選定された。今後、観光庁による支援体制のもとで「世界的なDMOの形成に向けたアクションプラン」を策定し、約2年間にわたり国による伴走支援を受けることとなる。</p> <p>公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローにおいては、令和5年2月、「環境に配慮したMICE開催にかかる調査」を実施し、調査結果を踏まえ、環境負荷が少ないサステナブルなMICE都市の実現を目指した新たな取組を進めている。</p> <p>特定伝統料理海外普及事業の取組実施機関である特定非営利活動法人日本料理アカデミーにおいては、日本料理の発展を図るため、教育及び文化・技術研究並びにその普及活動として「日本食文化の継承と発展」、「地域と風土に根ざした食文化の発展と人材育成」、「世界に向けた正しい日本料理の普及活動」に取り組んでいる。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかった、料理人の知識・技術の研鑽を図る日本料理コンペティションを実施。</p> <p>また、大和学園と令和3年度に包括連携協定を締結し、本市と相互に連携・協力を深め、食に関する施策の発展、SDGsへの達成に貢献する取組を行っている。</p>